

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	企 画 チ ー ム	1 頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策チーム	2 頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	給 与 チ ー ム	2 頁
	市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例等の一部を改正する 条例	給 与 チ ー ム	4 頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	経 営 チ ー ム	4 頁
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例	ス ポ ー ツ 振 興 チ ー ム	5 頁
	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例 (抜粋)	社 会 教 育 チ ー ム	6 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ー ム	11 頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す る規則	給 与 チ ー ム	12 頁
	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ー ム	12 頁
	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ー ム	15 頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ー ム	16 頁
	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ー ム	16 頁
	最高号給を超える給料月額を受ける公立学校職員の給料の切替えに関する 規則を廃止する規則	給 与 チ ー ム	17 頁

お 知 ら せ

平成16年3月23日付け三重県公報号外により、三重県職員定数条例の一部を改正する条例 (三重県条例第10号)、公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (三重県条例第29号)、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (三重県条例第30号)、市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例等の一部を改正する条例 (三重県条例第31号)、三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 (三重県条例第32号)、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例 (三重県条例第33号)、及び、三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例 (三重県条例第34号)、並びに、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第10号)、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第11号)、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第12号)、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第13号)、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第14号)、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則 第15号)、及び、最高号給を超える給料月額を受ける公立学校職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則 (三重県人事委員会規則 第7号) が、次のように公布されました。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第十号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、九六〇人」を「四、九〇〇人」に改め、同条第三号中「三六九人」を「三六七人」に改め、同条第五号中「二五人」を「二四人」に改め、同条第十号中「一、〇八五人」を「一、一二六人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十九号

公立学校職員定数条例（昭和三十一年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条第一号中「三、七三三人」を「三、七〇八人」に、「三八一人」を「二七八人」に、「二六五人」を「二五八人」に、「四、一五九人」を「四、一四四人」に改め、同条第二号中「八五二人」を「八八八人」に、「九六三人」を「九九九人」に改める。

第四条第一号中「六、四〇一人」を「六、四〇二人」に、「四三二人」を「四二七人」に、「二三九人」を「二三八人」に、「四一九人」を「四二七人」に、「七、三八一人」を「七、三七四人」に改め、同条第二号中「三、六六三人」を「三、六二六人」に、「二二人」を「二〇人」に、「一八〇人」を「一八三人」に、「四、〇三六人」を「四、〇〇一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、「地方公共団体等の退職手当に関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「又は地方住宅供給公社法」を「又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法」に改め、「以下同じ。）」の下に「（以下「一般地方独立行政法人等」という。）」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「（以下「運営制度を有する地方公共団体」という。）」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「

(以下「通算制度を有する地方公社」という。)を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という)」を削り、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第九項中「前八項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員又は職員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号又は第六号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第七条の二の員出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社または公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号から第四号までの規定中「または」を「又は」に改め、同項第五号中「地方公社または公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「または」を「又は」に改め、同条第五項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合において、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員又は特定地方公務員として在職し、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する第一項若しくは第三項第一号又は同項第三号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第十三条第一項中「規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加える。
附則に次の二項を加える。

22 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きした勤続期間を職員としての引き続きした勤続期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

23 旧機関(国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十三号)による改正前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十九号)による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。)の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十三条第二項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。
第十六条第四項及び第十六条の二第三項中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改める。

市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十一号

市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例の一部改正)

第一条 市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例(昭和三十八年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「第三十二条」を「第三十八条」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条」を「第三条」に、「第六条」を「第五条」に、「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」に、「第四条」を「第三条」に改める。

第十一条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第五項中「二十条の五第一項」を「以下「特例法」といふ。」第二十六条第一項」に改める。

第十七条第二項第二号中「教育公務員特例法(昭和三十四年法律第一号、以下「特例法」といふ。）」第二十一条第一項」を「特例法第十七条第一項」に改める。

第三十条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に、「特例法第十四条」を「同条」に改める。

(県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第十一条」を「第六条」に改める。

第十三条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十一号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十三年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二授業料の欄中「一一一、六〇〇円」を「一一五、二〇〇円」に、「三三、七二〇円」を「三三、九七〇円」に、「一、二六〇円」を「一、六四〇円」に、「二五、二〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、「一九〇円」を「三一〇円」に改め、同表入学料の欄中「一、八五〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十六年度においては改正後の別表第二中「一一五、二〇〇円」とあるのは「一一一、八〇〇円」とし、「三三、九七〇円」とあるのは「三三、八八〇円」とし、「一、六四〇円」とあるのは「一、四五〇円」とし、「三一、二〇〇円」とあるのは「二七、六〇〇円」とし、「二、一〇〇円」とあるのは「一、九五〇円」とし、平成十七年度においては同表中「一一五、二〇〇円」とあるのは「一一四、〇〇〇円」とし、「三三、九七〇円」とあるのは「三三、九三〇円」とし、「一、六四〇円」とあるのは「一、五七〇円」とし、「三一、二〇〇円」とあるのは「三〇、〇〇〇円」とし、「二、一〇〇円」とあるのは「二、〇五〇円」とする。

三重県営鈴鹿スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十三号

三重県営鈴鹿スポーツセンター条例の一部を改正する条例

三重県営鈴鹿スポーツセンター条例（平成四年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表中

	一四、四〇〇			
	一四、四〇〇			を
六、〇〇〇	九、六〇〇	一〇、八〇〇	一五、六〇〇	」
	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一一、六〇〇	
七、二〇〇	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一一、六〇〇	に
七、二〇〇	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一一、六〇〇	
六、〇〇〇	九、六〇〇	一〇、八〇〇	一五、六〇〇	」

改め、同表備考一中「撤去するためにメインサッカー・ラグビー場」の下に「又は第一グラウンドから第四グラウンドまで」を、「金額は、」の下に「それぞれ」を、「欄」の下に「又は第一グラウンドから第四グラウンドまでの欄」を加える。

別表の一の(一)の表を次のように改める。

(一)設備

イ メインサッカー・ラグビー場

区 分		金 額 (円)
電 光 掲 示 板	アマチュアスポーツに使用する場合	三六〇
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一、二〇〇
照 明 灯	全部点灯	
	アマチュアスポーツに使用する場合	一四、〇〇〇
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一三五、〇〇〇

照 明 灯	二分の一点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	七、〇〇〇
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一一七、〇〇〇
	三分の一点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	四、七〇〇
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	七八、〇〇〇
放 送 設 備		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一、一〇〇

ロ 第三グラウンド及び第四グラウンド

区 分		金 額 (円)	
照 明 灯	全 部 点 灯	アマチュアスポーツに使用する場合	八、〇〇〇
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一三四、〇〇〇
	二分の一点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	五、三〇〇
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	八九、〇〇〇
	三分の一点灯	アマチュアスポーツに使用する場合	四、〇〇〇
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	六七、〇〇〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(教育委員会関係分抜粋)

三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十四号

三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例

三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「芸術文化及び生涯学習の振興並びに男女共同参画」を「文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動」に、「を図る」を「に寄与する」に改め、「（以下「センター」という。）」を削り、同条第一項中「センター」を「三重県総合文化センター」に改める。

第二条中「センター」を「三重県総合文化センター」に改める。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

第十二条を削り、第十一条を第二十五条とし、第十条を第二十四条とし、第九条を削り、第八条を第二十三条とし、第六条及び第七条を削る。

第五条の見出し中「使用者等」を「利用者等」に改め、同条中「知事等」を「指定管理者」に、「使用者その他の関係者」を「利用者その他の関係者（第二十一条において「利用者等」という。）」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の七条を加える。

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 五 公益上必要があると認められるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十七条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に規定する金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（損害賠償義務）

第二十一条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を原に賠償しなければならない。

（指定管理者が行つて個人情報の取扱い）

第二十二条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 センターの管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する権利を」を「センターの施設等を利用する権利を他人に」に改め、同条を第十四条とする。

第三条の次に次の十条を加える。

（指定管理者が行つて業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務

三 第十七条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務

四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会
のみの権限に属するものを除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第五条 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、第三条第一項の規定による指定（以下「指定」といふ。）
を受けた日から起算して三年の間とする。ただし、年度の途中で新たに指定管理者の指定が必要となった場合
は、知事等が別に定める。

(指定管理者の指定の申請)

第六条 指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定めるところにより、知事等に
申請しなければならない。

一 センターの事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第七条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければな
らない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることがで
きるものであること。

四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行つために必要な人員及び財政的基礎を
有していること。

2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができることを認められたものを
議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提
出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起
算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第九条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又
は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を
することができる。

(原状回復義務)

第十条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務
の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状
に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(開館時間等)

第十一条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。

2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間及び利用時
間を変更することができる。

(休館日)

第十二条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、
知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休
日」といふ。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十三条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、センターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

別表第一三重県文化会館の項事業の欄中「芸術文化」を「文化芸術」に改め、同表三重県男女共同参画センターの項事業の欄中「男女共生社会」を「男女共同参画」に改める。

別表第一に次のように加える。

センター 共通部分	飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所を利用に供すること。
--------------	---

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十一条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミ ナー室 生活工房 和室 茶室	午前九時から午後九時まで
	フィットネスルーム	
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

別表第二の次にを次の一表を加える。

別表第三（第十七条関係）

- 一 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋
(略)
- 二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室
(略)
- 三 三重県生涯学習センター

区 分		金 額 (円)		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一六、一四〇	一八、八二〇	一八、八二〇
	その他の場合	八、〇六〇	九、四〇〇	九、四〇〇
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、二〇〇	一五、四〇〇	一五、四〇〇
	その他の場合	六、六〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六、八四〇	七、八二〇	七、八二〇
	その他の場合	三、四二〇	三、九一〇	三、九一〇
四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、三九〇	五、三七〇	五、三七〇
	その他の場合	二、一九〇	二、六八〇	二、六八〇
二階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、三九〇	五、三七〇	五、三七〇
	その他の場合	二、一九〇	二、六八〇	二、六八〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

四 三重県男女共同参画センター

(略)

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区 分	一年間の金額 (円)
レストラン（事務室及びロッカーを含む。）	三、六五三、二四〇
売店	三〇四、七七〇
その他の場所（一平方メートル当たり）	三八、五〇〇

備考

- 一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。
- 二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三八、五〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき四五、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の三重県総合文化センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の後新条例第三条第一項の規定により最初に指定を受けたものがセンターの管理を行う期間は、新条例第五条の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から起算して三年以内において規則で定める期間とする。

(準備行為)

6 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号^{三重県教育委員会規則}）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十号の五第一項」を「第二十六号第一項」に改める。

別表第二中 「志都嬭野町立宇気郷小学校」を「飯南郡飯高町立森小学校」に、「飯南郡飯高町立波瀬小学校」を「飯南郡飯高町立森小学校」に、「飯南郡飯高町立波瀬小学校」に、「度会郡南島町立南部小学校」を「度会郡南島町立南島東小学校」に改める。

を「飯南郡飯高町立波瀬小学校」に、「度会郡南島町立南部小学校」を「度会郡南島町立南島東小学校」に改める。

別表第三中 「志都嬭野町立中郷小学校」を「志都美杉村立美杉東小学校」に、「度会郡南島町立吉津小学校」を「度会郡南島町立吉津小学校」に、「尾鷲市立古江小学校」を「名張市立長瀬小学校」に、「熊野市立遊木小学校」を「熊野市立遊木小学校」に、「三重県立南島高等学校」を「三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改める。

学校」を「度会郡南島町立吉津小学校」に、「尾鷲市立古江小学校」を「名張市立長瀬小学校」に、「熊野市立遊木小学校」を「熊野市立遊木小学校」に、「三重県立南島高等学校」を「三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改める。

遊木小学校」を「熊野市立遊木小学校」に、「三重県立南島高等学校」を「三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改める。

別表第四中 「尾鷲市立三木里小学校」を「尾鷲市立三木里小学校」に改める。

熊野市立波田須小学校」を「尾鷲市立三木里小学校」に改める。

第二号様式中「瀧2卯森式」を「瀧2卯森式（瀧12卯森式）」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則 第二十一号}
三重県教育委員会規則 第二十一号）

の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「及びこれに準ずる者」を削り、同条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同条第二号中「及びこれに準ずる者」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第六号において同じ。）の職員

五 日本郵政公社の職員

六 特定独立行政法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうち県委員会が人事委員会と協議して定める者

七 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員

第十六条第一号の次に次の一号を加える。

一 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員

別表第四中「別添第4」を「別添第4（別添別添第4）」に改める。

別表第六中「別添第6」を「別添第6（別添別添第6）」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則 第一号}
三重県教育委員会規則 第一号）の一部を次のように改正

する。

第三条第一項中「至つた場合」の下に「（三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して認める場合を除く。）」を加え、「三重県教育委員会」を「県委員会」に、「県委員会」を「県委員会等」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項及び第二項中「県委員会」を「県委員会等」に、「月額」を「額」に改める。

第五条中「県委員会」を「県委員会等」に改める。

第六条の前の見出し中「運賃等相当額」を「交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「交通機関等に係る通勤手当の額」に、「かつ、合理的」を「かつ合理的」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第七条中「平成七年三重県条例第二号」の下に、「以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第八条を次のように改める。

第八条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額（特急等にあつては、通用期間が支給単位期間である特急等に係る定期券の価額の二分の一に相当する額）
 - 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分。以下この号において同じ。）の運賃等の額（特急等にあつては、特急等に係る回数乗車券等の通勤二十一回分の運賃等の額の二分の一に相当する額）
- 2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第八条の三中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「使用している」を「利用している」に、「運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に掲げる額の合計額（その額が四万五千円）を「同条第二項第一号及び第二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額が六万五千円）に、「その額と四万五千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円）を四万五千円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第二号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」といふ。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十六条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十六条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十条中「三重県人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）」を「人事委員会」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十六条の次に次の一条を加える。

（支給日等）

第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」といふ。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」といふ。）に支給する。ただし、支給日まで第三十条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第十六条第五項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- 二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第十七条第一項中「されたときは」の下に「県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き」を加え、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の一条、見出し及び三条を加える。

（返納の事由及び額等）

第十七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）

を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は資格職員である要件を欠くに至った場合（県委員会が人事委員会と協議して認める場合を除く。）
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合（県委員会が人事委員会と協議して認める場合を除く。）
- 三 月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。第十七条の四第二項において「特例法」といふ。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。第十七条の四第二項において「派遣条例」といふ。）第二条第一項の規定若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第十七条の四第二項において「公益法人等派遣条例」といふ。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第十七条の四第二項において「育児休業法」といふ。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。
- 四 出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が六万五千円以下であつた場合。前項第一号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の私戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月（以下この条において「事由発生月」といふ。）の末日にしたものとして得られる額（当該事由に係る交通機関等が特急等の場合にあつては、当該額の二分の一に相当する額。次号において「私戻金相当額」といふ。）
- 二 一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えていた場合。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。
 - イ ロに掲げる場合以外の場合。六万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての私戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
 - ロ 第十六条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合。六万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての私戻金相当額及び県委員会が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 条例第十六条第六項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十七条の三 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等。当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにあつては、当該特急等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等。一箇月

2 前項第一号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他県委員会が人事委員会と協議して定める事由

が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて支給単位期間を定めることができる。

第十七条の四 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、特例法第二十六条第一項に規定する休業をし、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしてしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第十七条の五 資格職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

第十八条中「県委員会」を「県委員会等」に、「月額」を「額」に改める。

第十九条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

2 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号及び第四号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十条第一項第四号イ中「三重県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十二号）」を「三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）」に、「第十一条の四第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条の四第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第十七条第二項第十五号」を「第十七条第二項第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第五条の二第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同条第九号中「第二十条の五第二項」を「第二十六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員のうち県委員会が人事委員会と協議して定める職員をいう。）

第二条第二号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

一 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員

第二条第三号中「国家公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員、日本郵政公社の職員若しくは他の地方公務員」を「他の地方公務員、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員、国家公務員、日本郵政公社の職員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員」に改める。

第五条第二項第一号中「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十号」に改める。

第六条第一項及び第六条の二第二項中「二」を「ホ」に改める。

第七条第一号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改め、同条第四号中「第五条の二第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同条第五号中「第一条第九号」の下に「又は第十号」を加える。

第十一条第二項第二号中「第一条第九号」の下に「又は第十号」を加え、同項第五号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十九年三重県条例第一号）に定める」を削る。

第十三条第一号中「百分の四十以上百分の九十以下」を「百分の九十以内」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十五号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、最高号給を超える給料月額を受ける公立学校職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十六年三月二十三日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十六号

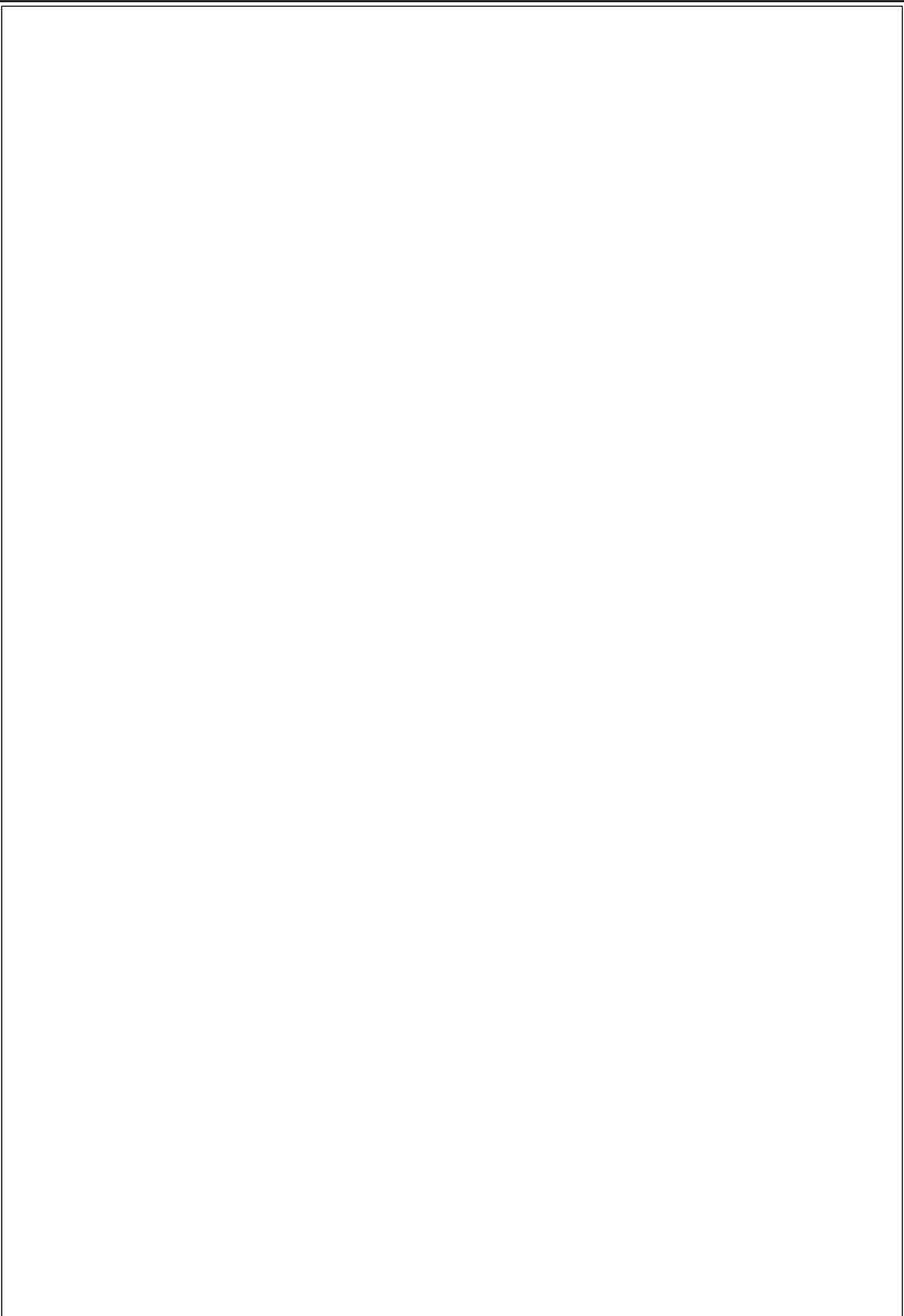
最高号給を超える給料月額を受ける公立学校職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則

最高号給を超える給料月額を受ける公立学校職員の給料の切替えに関する規則（昭和五十九年 三重県人事委員
三重県教育委員

会規則
会規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社